

第 88 期定時株主総会招集ご通知 (交付書面非記載事項)

① 事業報告

会社の新株予約権等に関する事項

業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

② 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

③ 計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

第 88 期

(2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)

ニチハ株式会社

電子提供措置事項のうち、上記事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をされた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は上記事項を含む監査対象書類を監査しております。

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社の取締役が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
(2025年3月31日現在)

名 称	ニチハ株式会社 平成27年度新株予約権	ニチハ株式会社 平成28年度新株予約権
新株予約権の発行決議	2015年7月31日開催の 取締役会決議	2016年7月28日開催の 取締役会決議
新株予約権の数	10個	42個
新株予約権の目的となる 株式の種類および数	当社普通株式 1,000株	当社普通株式 4,200株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 144,000円	新株予約権1個当たり 158,700円
新株予約権の行使期間	2015年8月28日から 2050年8月26日まで	2016年8月26日から 2051年8月24日まで
新株予約権の権利行使価額	株式1株当たり1円	株式1株当たり1円
保有する人数	当社取締役1名	当社取締役2名

名 称	ニチハ株式会社 平成29年度新株予約権	ニチハ株式会社 平成30年度新株予約権
新株予約権の発行決議	2017年7月28日開催の 取締役会決議	2018年7月31日開催の 取締役会決議
新株予約権の数	18個	20個
新株予約権の目的となる 株式の種類および数	当社普通株式 1,800株	当社普通株式 2,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 347,300円	新株予約権1個当たり 261,500円
新株予約権の行使期間	2017年8月26日から 2052年8月24日まで	2018年8月30日から 2053年8月28日まで
新株予約権の権利行使価額	株式1株当たり1円	株式1株当たり1円
保有する人数	当社取締役2名	当社取締役2名

名 称	ニチハ株式会社 2019年度新株予約権	ニチハ株式会社 2020年度新株予約権
新株予約権の発行決議	2019年7月30日開催の 取締役会決議	2020年7月31日開催の 取締役会決議
新株予約権の数	28個	75個
新株予約権の目的となる 株式の種類および数	当社普通株式 2,800株	当社普通株式 7,500株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 222,600円	新株予約権1個当たり 210,400円
新株予約権の行使期間	2019年8月29日から 2054年8月27日まで	2020年8月28日から 2055年8月26日まで
新株予約権の権利行使価額	株式1株当たり1円	株式1株当たり1円
保有する人数	当社取締役2名	当社取締役3名

名 称	ニチハ株式会社 2021年度新株予約権	ニチハ株式会社 2022年度新株予約権
新株予約権の発行決議	2021年7月30日開催の 取締役会決議	2022年7月29日開催の 取締役会決議
新株予約権の数	69個	97個
新株予約権の目的となる 株式の種類および数	当社普通株式 6,900株	当社普通株式 9,700株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 258,400円	新株予約権1個当たり 224,100円
新株予約権の行使期間	2021年8月27日から 2056年8月25日まで	2022年8月27日から 2057年8月25日まで
新株予約権の権利行使価額	株式1株当たり1円	株式1株当たり1円
保有する人数	当社取締役3名	当社取締役3名

名 称	ニチハ株式会社 2023年度新株予約権
新株予約権の発行決議	2023年7月31日開催の 取締役会決議
新株予約権の数	87個
新株予約権の目的となる 株式の種類および数	当社普通株式 8,700株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 254,600円
新株予約権の行使期間	2023年8月31日から 2058年8月29日まで
新株予約権の権利行使価額	株式1株当たり1円
保有する人数	当社取締役4名

- (注) 1. 新株予約権の権利行使の条件に関しては、新株予約権者は、当社の取締役および役付執行役員（常務執行役員以上）のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から当該権利行使開始日より10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとし、その他の権利行使の条件については、当社取締役会において決定します。
2. 社外取締役および監査役については、新株予約権を保有しておりません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社の使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社では、会社法・会社法施行規則に基づく「内部統制システム構築の基本方針」について、取締役会において次のとおり決議しております。

① 当社および子会社の取締役・執行役員・従業員等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア. 当社グループでは、取締役会において、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

イ. 当社は、当社グループにおける適正な業務運営を確保するとともに、コンプライアンスを徹底、推進するため、取締役会の直結組織として、代表取締役社長をコンプライアンス推進統括責任者（委員長）とする「コンプライアンス推進委員会」を設置する。このコンプライアンス推進委員会は、社外取締役および監査役によるオブザーバー出席を通じて、客観的視点に基づいた実効的な運営を確保する。

また、担当部署を通じて、法令、社内規定（「コンプライアンス行動基準」を含む）等に基づき、適正に職務を遂行できるよう、半期に一度の代表取締役社長による方針説明や定期的な教育活動等を通じて当社グループの取締役・執行役員・従業員等にコンプライアンス遵守を徹底する。

ウ. コンプライアンス推進委員会は、適正な業務運営に向け、コンプライアンス推進に関する方針の決定、推進体制の整備のほか、推進状況のモニタリングなどを行う。

エ. 当社の監査役ならびに代表取締役社長直轄の内部監査室は、協働あるいは単独で内部統制の有効性の検証を行う。

オ. 当社および子会社の各部署によるモニタリングや監査の結果を踏まえ、再発防止や未然防止の体制を強化する。

カ. 当社は、法令違反・社内諸規定違反など不正行為等の早期発見と是正を行うため、内部通報制度である「ニチハグループ・コンプライアンス・ホットライン制度」を導入する。また、同制度に基づき、内部監査室および弁護士事務所に通報窓口を設置し、内部監査室による事実関係調査および評価結果を踏まえた是正・再発防止措置を講じるとともに、通報・相談等を行った者に対する一切の不利益な取扱いを禁止する。

また、セクシャルハラスメントおよびパワーハラスメントに関して、人事部および弁護士事務所に相談、苦情申立および通報の窓口を設置し、人事部による事実関係調査および労働条件・就業状況を改善する措置を講ずるとともに、通報・相談等を行った者に対する一切の不利益な取扱いを禁止する。

キ. 当社および子会社は、社会の一員として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応することとし、「コンプライアンス行動基準」に反社会的勢力の排除を定め、当社グループの取締役・執行役員・従業員等に遵守徹底を図る。

② 当社の取締役・執行役員・従業員等の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

ア. 当社は、取締役会の直結組織として、代表取締役社長を当社グループの情報セキュリティ統括責任者（委員長）とする「情報セキュリティ委員会」を設置する。この情報セキュリティ委員会は、社外取締役および監査役によるオブザーバー出席を通じて、客観的視点に基づいた実効的な運営を確保する。

- イ. 情報セキュリティ委員会は、担当部署を通じて当社グループの情報セキュリティ管理体制の整備、強化を図るとともに、インシデントに対して迅速かつ確かな情報伝達を可能とする緊急体制を整備し、インシデント対応を効果的かつ効率的に実施する。
- ウ. 当社は、法令および社内規定（主として「文書作成規定」および「文書管理規定」）に基づき、該当文書等の作成・保存を行う。文書保存年限については、重要文書は原則10年、特に重要なものは永久保存とし、文書保存年限表において個別具体的に定める。
- エ. 情報の管理については、「情報セキュリティ推進・管理規定」、「内部情報管理規定」、「個人情報保護規定」等に基づき厳正に運営する。
- ③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ア. 当社は、取締役会直結の組織として、代表取締役社長を当社グループのリスク管理統括責任者（委員長）とする「リスク管理委員会」を設置する。このリスク管理委員会は、社外取締役および監査役によるオブザーバー出席を通じて、客観的視点に基づいた実効的な運営を確保する。
- イ. リスク管理委員会は、リスク管理を効果的かつ効率的に実施するため、担当部署を通じて当社グループのリスク管理に関する基本方針の立案および体制の整備を行うほか、個別リスクに関する検証・モニタリングを実施する。
- ウ. 当社は、スリーライン・モデルの考え方を踏まえたリスク管理基本方針に基づき、第1線（リスクオーナー）、第2線（リスク管理担当部署）、第3線（内部監査室）の役割を明確にしたうえで、リスク管理活動を推進し、リスク管理体制の強化および実効性の確保を図る。
- ④ 当社および子会社の取締役・執行役員・従業員等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、経営方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する。決議を要する事項については、「取締役会規程」とは別に詳細を定めて社内で公開している「取締役会決議事項付議基準」に基づき、ガラス張りで運用する。
- また、経営会議を原則月2回開催し、個別経営課題を実務的な観点から協議する。
- イ. 当社の取締役、執行役員および従業員等の職務執行に当たっての役割分担および決裁体制については「職務分掌規定」、「職務権限規定」等で詳細を定める。
- ウ. 当社は、子会社の自主性を尊重し、かつ緊密な連携を保ち、「関係会社管理規定」に基づき、経営上の重要事項については事前に子会社と協議するとともに、管理基準等に従って効率的なグループ経営が行われるよう管理を行う。
- エ. 当社は、子会社に取締役・従業員等の職務分掌および職務権限に関するルールを整備させるとともに、適正かつ効率的に運用されるよう管理を行う。
- ⑤ その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 当社では、子会社の経営管理事項については、経営企画部が経営主管部署となって管理を行う。
- また、業務管理事項については、子会社の事業に応じて業務主管部署を定め、管理を実施する。
- イ. 当社の監査役が自らまたは子会社の監査役と協働して連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるように図るとともに、会計監査人および内部監査室との緊密な連携等の的確な体制を構築する。
- ウ. 当社は、経営主管部署または業務主管部署を通じ、定期的に重要事項に関する職務執行状況を子会社に報告させる。また、子会社は、職務執行に関し重大な法令・定款違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、速やか

に当社に報告を行う。

エ. 当社は、「関係会社管理規定」に基づき、経営企画部を通じ、株主総会・取締役会に関する事項や業績・決算に関する事項を定期的に文書により子会社に報告させる。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役社長を責任者とする財務に係わる内部統制システムを構築し、財務報告に重要な虚偽記載が生じることがないように、内部監査室が予防および牽制機能の整備・運用状況を調査・検討・評価し、不備があれば是正していく体制の維持、向上を図る。

⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項、ならびに監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する体制

当社は、現在のところ監査役の職務を補助すべき従業員は置いていないが、将来必要となり監査役が求めた場合には、代表取締役はその意向を尊重するものとし、その場合当該従業員の選解任については、監査役会と事前に協議のうえ決定するものとする。

また、当該従業員を置いた場合には、当社は、監査役の当該従業員に対する指示の実効性を確保する。

⑧ 当社および子会社の取締役・執行役員・従業員等が当社の監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

ア. 当社の内部監査室は、職務執行に関し重大な法令・定款違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したとき、あるいは当社および子会社の取締役・執行役員・従業員等からその旨の報告を受けたときは、速やかにコンプライアンス推進委員会（監査役も参加）に報告を行う。また、取締役・執行役員に関する事案の場合は、監査役に報告を行う。

イ. 当社の監査役は、決算関係書類、稟議書、各種会議の議事録、その他業務執行に関する重要な文書を関係部署からの直接送付または回覧等により閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役・執行役員・従業員等から直接説明を求めることとする。

ウ. 当社は、監査役および内部監査室に報告を行った当社グループの取締役・執行役員・従業員等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

⑨ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用、債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第 388 条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと思われた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑩ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア. 当社は、監査役が取締役会への出席はもとより、意思決定の過程や業務執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、代表取締役、内部監査室、社外取締役とも定期的に打合せ、情報交換を行うことができるような確かな体制を構築する。

イ. 監査役が、当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人から会計監査内容について説明を

受けるとともに、定期打合せや随時意見交換、情報交換を行うなど緊密な連携を図っていくことができるような確な体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前記の「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システムを整備・運用しております。当事業年度における概要は、次のとおりです。

① 取締役の職務執行について

当社は、取締役会を毎月1回開催し、「取締役会決議事項付議基準」に基づき、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項について決議しました。また、取締役会は、取締役による職務執行状況の報告を通じ、取締役の職務執行が適正かつ効率的に実施されているか監督を行いました。

② コンプライアンス推進について

当社は、コンプライアンス推進委員会を年2回開催し、役職員のコンプライアンス遵守に対する意識の醸成を図るべく、コンプライアンス推進体制の強化に取り組みました。また、コンプライアンス推進委員会は、当該推進体制の状況や啓発教育・研修などの各種施策に関する実施状況を取締役に報告しました。

③ 情報セキュリティ管理について

当社は、情報セキュリティ委員会を年3回開催し、主に情報セキュリティに関する管理方法の見直しを行うなど、情報セキュリティ管理体制の整備に取り組みました。また、情報セキュリティ委員会は、当該管理体制の整備状況や教育・訓練の実施状況を取締役に報告しました。

④ リスク管理について

当社は、リスク管理委員会を年2回開催し、主にスリーライン・モデルに基づいてリスク管理に関する運営方法の定着を図るなど、リスク管理体制の整備に取り組みました。また、リスク管理委員会は、当該管理体制の整備状況や重要リスクの管理状況を取締役に報告しました。

⑤ 子会社の経営管理について

当社は、子会社の経営管理事項および業務管理事項を踏まえた管理方法の見直しを行うなど、子会社管理体制の整備に取り組みました。また、各子会社は、「関係会社管理規定」に基づき、定期的に重要事項に関する職務執行状況を当社に報告したほか、当社の監査役は、子会社の監査役はもとより会計監査人・内部監査室とも連携し、グループ全体の監視・監査を実施しました。

⑥ 監査役の監査について

当社の監査役は、毎月1回開催の取締役会やその他の重要会議に出席し、当社および子会社の取締役・使用人の職務執行状況等を把握するとともに、代表取締役・内部監査室・会計監査人ともそれぞれ定期的に打合せを実施して情報交換を行いました。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	8,136	10,944	99,271	△ 4,775	113,577
当期変動額					
剰余金の配当			△ 3,968		△ 3,968
連結範囲の変動			△ 1		△ 1
親会社株主に帰属する当期純利益			2,706		2,706
自己株式の取得				△ 5,000	△ 5,000
自己株式の処分		5		41	47
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	-	5	△ 1,262	△ 4,958	△ 6,215
当期末残高	8,136	10,950	98,008	△ 9,733	107,361

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	5,686	6,040	1,222	12,949	161	△ 384	126,303
当期変動額							
剰余金の配当							△ 3,968
連結範囲の変動							△ 1
親会社株主に帰属する当期純利益							2,706
自己株式の取得							△ 5,000
自己株式の処分							47
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 619	4,405	421	4,207	7	△ 145	4,069
当期変動額合計	△ 619	4,405	421	4,207	7	△ 145	△ 2,145
当期末残高	5,067	10,445	1,644	17,157	169	△ 530	124,157

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 13社
- ・連結子会社の名称

ニチハマテックス株式会社	高萩ニチハ株式会社	八代ニチハ株式会社
ニチハ富士テック株式会社	株式会社チューオー	ニチハボード加工株式会社
外装テックアメニティ株式会社	ニチハエンジニアリング株式会社	株式会社FPコーポレーション
Nichiha USA, Inc.	ニチハ装飾建材(嘉興)有限公司	ニチハ装飾繊維セメント壁板(嘉興)有限公司
NICHIHA CANADA, Inc.		

(連結の範囲の変更)

当連結会計年度において、NICHIHA CANADA, Inc.を新規設立したことに伴い、連結の範囲に含めております。
また、当連結会計年度において、連結子会社であったNICHIHA RUS LLCは清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Nichiha USA, Inc.、ニチハ装飾建材(嘉興)有限公司、ニチハ装飾繊維セメント壁板(嘉興)有限公司及びNICHIHA CANADA, Inc.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、当該連結子会社の同決算日現在の計算書類を基礎としております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ・有価証券
 - その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの
 - 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)
 - 市場価格のない株式等
 - 総平均法による原価法
- ・デリバティブ
 - 時価法
- ・棚卸資産
 - 主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
 - なお、原材料及び貯蔵品については主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産(リース資産を除く)
 - 定額法
 - なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- ・無形固定資産(リース資産を除く)
 - 定額法
 - なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法
 - また、在外連結子会社は所在地国の会計基準に基づく定額法
- ・リース資産
 - 定額法
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする方法によっております。
- ・長期前払費用
 - 定額法
 - なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ・貸倒引当金
 - 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ・賞与引当金
 - 従業員への賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

・役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

・製品保証引当金

製品保証費用の支払いに備えるため、当社及び一部の連結子会社は、過去の発生実績率に基づいて計算した額に、発生した製品保証費用の実情を考慮した保証費発生見積額を加えて計上しております。

・役員退職慰労引当金

役員及び執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、当社及び一部の連結子会社は、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

・小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

外装材事業においては、窯業系及び金属系外装材並びに関連製品、外装用付属部材等の製造・販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品を引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、国内取引については、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には出荷時に収益を認識し、輸出取引については、貿易条件に応じ収益を認識しております。

また、商品及び製品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

さらに、有償支給取引においては、有償支給した仕掛品を買い戻す義務を負っているため、支給品の譲渡時に消滅を認識せず棚卸資産として認識しております。なお、支給品の譲渡に係る収益は認識しておりません。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債は在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段……為替予約及び通貨スワップ

ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務

・ヘッジ方針

為替変動による外貨建金銭債権債務の損失可能性を減殺する目的で行っております。

・ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の時価変動額とヘッジ手段の時価変動額の対応関係を確認することにより、ヘッジ有効性の評価をしております。但し、振当処理を採用している通貨スワップ取引については有効性の評価を省略しております。

(会計上の見積りに関する注記)

棚卸資産の評価

・当連結会計年度計上額

商品及び製品 19,485百万円、仕掛品 3,664百万円

・その他見積りの内容に関する情報に資する情報

収益性の低下に基づく簿価切下げの方法には、市場価値に基づく時価の見積額まで簿価を切下げる方法、営業循環過程から外れた滞留について、棚卸資産の回転期間及び経過期間を勘案することにより簿価を切下げる方法があります。なお、棚卸資産の回転期間及び経過期間は、過去の販売実績を基礎とした仮定に基づいて算定しております。

当社及び連結子会社は、将来における製品の需要予測に基づいて製品の生産計画を立案し生産しておりますが、製品の実際の需要及び製品の市場価値が当社グループの見積りより悪化した場合、追加の評価減計上の可能性があります。

製品保証引当金の見積り

・当連結会計年度計上額

製品保証引当金 1,179百万円

・その他見積りの内容に関する情報に資する情報

当社及び一部の連結子会社の製品保証に関する費用には、製品販売に伴い付与した保証に基づき、製造上やその他の不具合に対し、製品の種類や販売地域及びその他の要因ごとに定められた保証期間に応じて無償の補修を行うとともに、必要に応じて決算日現在において将来の費用発生の可能性が高く、その金額を合理的に見積ることができる場合に、製品保証引当金を計上しております。

この引当金の金額は、過去の補修実績、過去の売上実績を基礎として、残存保証期間等を踏まえ計算した将来見込額に、発生した製品保証費用の実情を考慮した保証費発生見積額を加えて計上しております。

当社及び一部の連結子会社は、製品保証引当金計上のための主要な仮定は合理的であると判断しており、将来発生が見込まれる製品保証に関連する費用について必要十分な金額を引当計上していると考えておりますが、将来の状況の変化により見積りと実績が乖離した場合には、製品保証引当金の計上金額に影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更に関する注記)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。これによる前連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 135,860 百万円
2. 国庫補助金等の受入による圧縮記帳累計額 996 百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 製品保証引当金繰入額

当社の連結子会社であるニチハ富士テック株式会社が製造し、当社が特定ユーザー向けに販売した製品について、不燃材料の国土交通大臣認定に適合しないことが判明しました。これに関連して、現時点において合理的に見積もることのできる当社グループの負担金額を特別損失に計上しております。

2. 過年度法人税等

名古屋国税局による当社と米国会社との取引に関する移転価格税制に基づく税務調査により、現時点において更正を受ける見込みが高くなったため、当該見込額を過年度法人税等として計上しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	37,324	-	-	37,324
合計	37,324	-	-	37,324
自己株式				
普通株式 (注)	1,885	1,428	14	3,299
合計	1,885	1,428	14	3,299

(注) 増加は、主に自己株式の取得によるものです。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,020	57.0	2024年3月31日	2024年6月26日
2024年11月7日 取締役会	普通株式	1,948	57.0	2024年9月30日	2024年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,939	利益剰余金	57.0	2025年3月31日	2025年6月27日

3. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数
普通株式 73,600 株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入によることとしております。デリバティブは、後述するリスクを回避、抑制するために利用しており、投機的な取引及びレバレッジ効果の高い取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、販売先のほとんどは信用度の高い大手建材商社であります。

投資有価証券は、主に取引上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的な時価や発行体の財務状況等を把握し、減損懸念の早期把握やリスクの低減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヵ月以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、債務残高は僅少であります。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。長期借入金は、主に設備投資に係る資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日から最長で5年11ヵ月後であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての金銭債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引及び通貨スワップ取引であります。なお、デリバティブ取引については、社内規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額 85百万円)は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 受取手形及び売掛金	23,444	23,444	-
(2) 電子記録債権	5,349	5,349	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	10,124	10,124	-
資産計	38,917	38,917	-
(1) 支払手形及び買掛金	14,871	14,871	-
(2) 短期借入金	1,185	1,185	-
(3) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	14,676	14,364	△ 312
負債計	30,732	30,420	△ 312
デリバティブ取引(*)	(75)	(75)	-

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価
 レベル2の時価: レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
 レベル3の時価: 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	10,124	-	-	10,124
資産計	10,124	-	-	10,124
デリバティブ取引 通貨関連	-	75	-	75
負債計	-	75	-	75

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形及び売掛金	-	23,444	-	23,444
電子記録債権	-	5,349	-	5,349
資産計	-	28,793	-	28,793
支払手形及び買掛金	-	14,871	-	14,871
短期借入金	-	1,185	-	1,185
長期借入金(1年内返済予定を含む)	-	14,364	-	14,364
負債計	-	30,420	-	30,420

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

通貨スワップの時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金、短期借入金

これらの時価は、一定期間ごとに区分した債務ごとにその将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定を含む)

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント	その他 (注) (百万円)	合計 (百万円)
	外装材事業 (百万円)		
日本	104,198	9,587	113,785
米国	32,015	-	32,015
その他	2,677	-	2,677
顧客との契約から生じる収益	138,891	9,587	148,478
その他の収益	-	-	-
外部顧客への売上高	138,891	9,587	148,478

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、繊維板事業、工事事業、FP事業、その他事業を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

なお、窯業系外装材及び金属系外装材の販売契約において、引き渡し後に生じた製造上やその他の不具合に対して無償の補修又は交換を行う製品保証義務を有しております。当該保証義務は、製品が顧客との契約に定められた仕様に従って意図したとおりに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として認識しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高

契約負債の残高は以下の通りであります。

	当連結会計年度 (百万円)
契約負債(期首残高)	266
契約負債(期末残高)	185

契約負債は、主として窯業系外装材及び金属系外装材の販売において、顧客から受領した対価のうち既に収益と認識した額を上回る部分であります。これらは窯業系外装材及び金属系外装材の販売に伴って履行義務は充足され、契約負債は収益へと振り替えられます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首残高の契約負債に含まれていた額は266百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社において、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	3,659 円	66 銭
2. 1株当たり当期純利益	78 円	49 銭

(その他の注記)

記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金				
		資本 準備金	その他資本 剰余金		その他利益剰余金				
					別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	8,136	11,122	2	768	16,160	40,868	△ 4,775	72,283	
当期変動額									
剰余金の配当						△ 3,968		△ 3,968	
当期純利益						5,039		5,039	
自己株式の取得							△ 5,000	△ 5,000	
自己株式の処分			5				41	47	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	5	-	-	1,071	△ 4,958	△ 3,881	
当期末残高	8,136	11,122	8	768	16,160	41,939	△ 9,733	68,402	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	5,312	5,312	161	77,757
当期変動額				
剰余金の配当				△ 3,968
当期純利益				5,039
自己株式の取得				△ 5,000
自己株式の処分				47
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 264	△ 264	7	△ 256
当期変動額合計	△ 264	△ 264	7	△ 4,138
当期末残高	5,047	5,047	169	73,619

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

・子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法

・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) 商品及び製品、仕掛品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(4) 原材料及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

(3) リース資産

定額法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする方法によっております。

(4) 長期前払費用

定額法

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 製品保証引当金

製品保証費用の支払いに備えるため、過去の発生実績率に基づいて計算した額に、発生した製品保証費用の実情を考慮した保証費発生見積額を加えて計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(6) 役員退職慰労引当金

執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

外装材事業においては、窯業系及び金属系外装材並びに同関連製品、外装用附属部材等の製造・販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品を引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、国内取引については、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には出荷時に収益を認識し、輸出取引については、貿易条件に応じ収益を認識しております。

また、商品及び製品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

さらに、有償支給取引においては、有償支給した仕掛品を買い戻す義務を負っており、有償支給した仕掛品について消滅を認識しておりますが、当該支給品の譲渡に係る収益は認識しておりません。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段……為替予約及び通貨スワップ

ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務

(3) ヘッジ方針

為替変動による外貨建金銭債権債務の損失可能性を減殺する目的で行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の時価変動額とヘッジ手段の時価変動額の対応関係を確認することにより、ヘッジ有効性の評価をしております。但し、振当処理を採用している通貨スワップ取引については有効性の評価を省略しております。

(会計上の見積りに関する注記)

棚卸資産の評価

・当事業年度計上額

商品及び製品 9,927百万円、仕掛品 1,107百万円

・その他見積りの内容に関する情報に資する情報

連結注記表に注記している内容と同一であるため、記載を省略しております。

製品保証引当金の見積り

・当事業年度計上額

製品保証引当金 1,097百万円

・その他見積りの内容に関する情報に資する情報

連結注記表に注記している内容と同一であるため、記載を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権債務	
(1) 短期金銭債権	11,412 百万円
(2) 長期金銭債権	5,134 百万円
(3) 短期金銭債務	8,337 百万円
(4) 長期金銭債務	47 百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	82,292 百万円
3. 国庫補助金等の受入による圧縮記帳累計額	471 百万円
4. 保証債務	
子会社の金融機関借入金等に対する保証債務 (主な保証先)	1,340 百万円
ニチハ装飾建材(嘉興)有限公司	1,130 百万円
株式会社FPコーポレーション	210 百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	5,383 百万円
仕入高	28,145 百万円
その他の営業費用	609 百万円
営業取引以外の取引高	5,815 百万円
2. 過年度法人税等	
名古屋国税局による当社と米国子会社との取引に関する移転価格税制に基づく税務調査により、現時点において更正を受ける見込みが高くなったため、当該見込額を過年度法人税等として計上しております。	

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数 (千株)	当期増加株式数 (千株)	当期減少株式数 (千株)	当期末株式数 (千株)
普通株式 (注)	1,885	1,428	14	3,299

(注) 増加は、主に自己株式の取得によるものです。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

製品保証引当金	345 百万円
棚卸資産評価差額	246
賞与引当金	283
退職給付引当金	142
減価償却費	283
関係会社株式	5,399
関係会社貸倒引当金	366
その他	189
繰延税金資産小計	7,255
評価性引当額	△ 6,119
繰延税金資産合計	1,136

(繰延税金負債)

其他有価証券評価差額金	△ 2,274
繰延税金負債合計	△ 2,274
繰延税金負債の純額	△ 1,138

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)		関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
				役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	ニチハマテックス(株)	直接	100.00	兼任 4名 (内当社従業員2名)	同社製品の購入	製品の購入(注1)	6,442	買掛金	3,050
子会社	高萩ニチハ(株)	直接	100.00	兼任 3名 (内当社従業員1名)	同社製品の購入	製品の購入(注1)	2,531	買掛金	1,166
子会社	ニチハ富士テック(株)	直接	64.98	兼任 5名 (内当社従業員4名)	資金の貸付	資金の貸付(注3) 資金の回収 受取補償金	- 100 450	長期貸付金	2,040
子会社	Nichiha USA, Inc.	直接	100.00	兼任 4名 (内当社従業員3名)	当社製品の販売並びに資金の貸付	製品の販売(注2) 資金の貸付(注3) 資金の回収	3,602 3,763 4,975	売掛金 短期貸付金 長期貸付金	2,764 3,738 2,990
子会社	(株)チューオー	直接	100.00	兼任 2名 (内当社従業員1名)	同社製品の購入	製品の購入(注1)	9,589	買掛金	3,064
子会社	(株)FPコーポレーション	直接	100.00	兼任 2名 (内当社従業員2名)	資金の貸付	資金の貸付(注3) 資金の回収	- 47	短期貸付金 長期貸付金	1,243 60

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (注) 1. 製品の購入については、市場価格及び総原価を勘案して価格交渉のうえ、価格を決定しております。
 2. 製品の販売については、市場価格及び販売経費等を勘案して価格交渉のうえ、価格を決定しております。
 3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | | |
|---------------|---------|------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,158 円 | 72 銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 146 円 | 15 銭 |

(その他の注記)

記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。